

香芝市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

都市創造部 都市計画課

第4 監査の実施期間

令和6年1月31日から令和6年2月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 空家等対策特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等の指定を抑止するためにも空家等対策計画に基づき、早期の対応により予算化の検討も含めた中で状況の深刻化を防止いただきたい。

(2) 木造住宅については、倒壊により火災及び死亡事故等の発生並びに救助活動等の妨げとなることを防止するため、現状の耐震診断及び耐震改修工事の補助対象を拡大するなどにより、より実効性のある施策を講じ市民の生命及び財産を守っていただきたい。